

議第 51 号

## 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

平成 30 年 4 月から南部学校給食センターが稼働し、現在の金山学校給食センターが廃止となることから、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例

下呂市学校給食センター条例（平成 16 年下呂市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
下呂市萩原学校 給食センター	下呂市萩原町萩原 1101 番地	下呂市萩原学校 給食センター	下呂市萩原町萩原 1101 番地
下呂市小坂学校 給食センター	下呂市小坂町小坂町 1020 番地	下呂市小坂学校 給食センター	下呂市小坂町小坂町 1020 番地
下呂市下呂学校 給食センター	下呂市小川 324 番地 1	下呂市下呂学校 給食センター	下呂市小川 324 番地 1
下呂市南部学校 給食センター	下呂市金山町金山 2596 番地 1	下呂市金山学校 給食センター	下呂市金山町金山 2288 番地

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市学校給食センター条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

平成 30 年 4 月から南部学校給食センターが稼働し、現在の金山学校給食センターが廃止となることから、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 金山学校給食センターを廃止し、新たに下呂市南部学校給食センター（下呂市金山町金山 2596 番地 1）を規定します。

（別表関係）

- (2) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

（附則関係）